

川崎市住宅供給公社工事中間前払金取扱要綱

平成23年3月31日

最終改正 令和3年4月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市住宅供給公社の行う工事の前払金に関する要綱（以下「前払金要綱」という。）第2条に規定する中間前払金について必要な事項を定めるものとする。

(中間前払金の選択)

第2条 請負人は、中間前払金請求の有無について、前払金請求時に請負人が中間前払金の選択に係る届出書（第1号様式）を理事長に提出することにより選択するものとする。

2 川崎市住宅供給公社契約規程（平成23年規程第3号。以下「契約規程」という。）第51条第3項により、次の各号に定める場合には、中間前払金が支払われた工事であっても契約規程第50条第1項に規定する内払をすることができるものとする。

(1) 公社の都合又は天候の不良等請負人の責めに帰することができない事由その他正当な事由により当該工事が、年度内に完成することができず繰越が予想される場合

(2) 理事長が特に必要があると認める場合

3 前払金要綱第2条第2項第4号の規定により、理事長が特に必要があると認める場合は、内払をした工事であっても中間前払金を支払うことができるものとする。

(認定手続)

第3条 請負人は、前払金要綱第2条第2項各号に掲げる要件のすべてに該当し、中間前払金を請求するときは、中間前払金認定請求書（第2号様式）に工事履行報告書（第3号様式）を添えて、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、中間前払金の請求があったときは、前払金要綱第2条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしているか否かについての認定を行い、要件を満たしていると認められるときは認定書（第4号様式）により、請負人に通知するものとする。

3 理事長は、前項の認定するにあたって、必要な資料の提出を求めることが出来る。

4 第1項の請求があった時点において、工期又は請負代金額等の変更契約が締結されている場合にあっては、契約変更後の工期及び請負代金額等に基づき認定を行うものとする。

5 次の各号に定める工事は、中間前払金の認定対象としないものとする。

(1) 低入札価格調査を実施した工事

(2) 工事請負代金債権の債権譲渡承諾申請が行われている工事。ただし、当該承諾申請が承諾されなかった場合を除く。

(中間前払金の支払金額)

第4条 中間前払金の支払金額は請負金額の2割以内とする。ただし、前払金の額と中間前払金の額の合計額は、請負金額の6割を超えないものとし、中間前払金の認定請求があった時点において、請負金額が増額又は減額となる変更契約を締結している場合にあっては、次の各号に定める範囲内とする。

(1) 請負金額が増額となる変更契約を締結している場合にあっては、変更契約後の請負金額の2割以内とする。

(2) 請負金額が減額となる変更契約を締結している場合にあっては、変更契約後の請負金額に10分の6を乗じて得た額から、既に支払った前払金額を差し引いて得た額を超えない範囲内とする。

2 工事請負契約約款第41条に規定する部分引渡しを受けた場合における中間前払金の支払

金額は、請負金額から部分引渡しに係る請負金額を差し引いて得た額の2割以内とする。
(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

第1号様式

中間前払金の選択に係る届出書

年 月 日

川崎市住宅供給公社 理事長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記に掲げる工事については、中間前払金を選択（ します ・ しません ） ので、届けます。
。

契 約 番 号	
件 名	
履 行 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで

注1 前払金請求時に届け出てください。

注2 中間前払金を選択した場合は、内払の請求はできません（川崎市住宅供給公社工事中間前払金取扱要綱第2条第2項に定める場合を除く。）。

また、内払を請求する場合には、中間前払金の請求はできません（川崎市住宅供給公社工事中間前払金取扱要綱第2条第3項に定める場合を除く。）。

第2号様式

中間前払金認定請求書

年 月 日

川崎市住宅供給公社 理事長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を具備していることの認定を請求します。

契 約 番 号	
件 名	
履 行 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 金 額 (契約変更時は 変更後の金額)	円
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
摘 要	

注1 認定資料として、工事履行報告書（第3号様式）を添付してください。

注2 認定に必要な資料として、「工事の進捗状況を表示した工程表」、「工事写真」等の提出を求めることがあります。

工事履行報告書

年 月 日現在

契 約 番 号			
件 名			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
月 別	予定工程 (%) () は、工程変更後	予定工程 (%) () は、工程変更後	備 考
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
備考			

注1 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入してください。
注2 「月別」欄が不足する場合は、適宜、入力欄を追加してください。

第4号様式

認 定 書

年 月 日

様

川崎市住宅供給公社

理事長 印

下記の工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を具備していることを認定します。

契 約 番 号	
件 名	
履 行 場 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額 (契約変更時は 変更後の金額)	円
前 払 金 額	
中 間 前 払 金 額	
摘 要	